

商 品 名 (愛 称)	通知預金
販 売 対 象	・法人および個人の方
期 間	・特に期間の定めはありません。ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
払 戻 方 法	・据置期間経過後は、随時解約(払戻し)できます。ただし、解約する日の2日前までにご通知ください。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000円として利息を計算します。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・個人の場合はマル優の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	—
預金保険について	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時～17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじ</p>

商 品 名 (愛 称)	通知預金																					
<p>めとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p>	<p>めとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p>																					
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会) </td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </table>				全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談									
		全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)																				
	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7																				
	電話番号	03-3517-5825																				
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00																					
受付媒体	電話、手紙、面談																					
<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>																						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">東京三弁護士会</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00</td> </tr> </table>				東京三弁護士会			名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
	東京三弁護士会																					
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター																			
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3																			
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																			
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00																			
<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金</p>																						

商 品 名 (愛 称)	通知預金
	<p>庫ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/)をご覧ください。</p> <p>(1)現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2)移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫